# 一般事業主行動計画

従業員が仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、また子育て中の従業員に おいては、仕事と子育ての両立が図れるように配慮し、すべての従業員が働きやすい環境を作ること よって、個々の能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日~令和8年3月31日

### 2. 内容

目標 1	令和8年3月までに、所定外労働を削減するため、定時退社日を設定、周知・実施す
	<b>ি</b> ত

### <対策>

従業員各々が自らの定時退社日(曜日)を設定し、社内掲示する。またそれに基づいて管理者が声掛けをし、退社を促進する。

目標 2	計画期間内に、従業員の育児休業の取得率を男女問わず90%以上とすること

## <対策>

対象の従業員を把握した場合には、男性も育児休業を取得できる制度の周知を図るとともに、取得 しやすいように管理職より子が出生した男性従業員への育児休業取得の勧奨を行う。

また本人の希望があれば、在宅勤務も検討の上、実施する。

目標3	令和8年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上と
	する

### <対策>

- ・各年3月 年次有給休暇の過去1年間の取得状況について、とりまとめをおこなう。
- ・各年4月 所得結果を基に会議等に取り上げ、次年度の有給休暇の取得を促す。 (各部署において年次有給休暇の取得計画を立てる。)

目標 4	「子どもを育てる従業員が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施」
	(ア) 6歳までの子を養育する従業員に対する所定外労働の制限
	(イ) 6歳までの子を養育する従業員に対する短時間勤務制度
	(ウ)フレックスタイム制度
	(エ)始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度
	(才) 在宅勤務制度

### <対策>

面談等により、従業員の希望を把握したうえで、制度導入を検討し、実施する。

目標 5	育児(介護)休業後に社員が復帰しやすくするために配慮および情報の提供

### <対策>

定期的に連絡を取ることによる社内情報提供、および育児との両立不安の解消のため、子育て中の 同僚等との情報共有の交流会を開催する。